

相続財産が未分割の場合の申告及び分割確定後の手続

Q : 現在遺産の分割協議を行っていますが、申告期限までにまとまりそうにありません。申告期限までに分割協議が整わないと、「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の特例」の規定が適用されないと聞きましたが、本当でしょうか？何かよい方法があれば教えてください。

A : 遺産が未分割の場合、「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の特例」の規定の適用はありませんが、申告書に分割見込書を添付するなど一定の手続を踏めば、分割確定後に適用を受けることができます。

【解説】

相続財産が未分割の場合、民法の規定による相続分の割合に従って相続財産を取得したものととして、各相続人の課税価格を計算します。「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の特例」の規定は、分割が確定し取得者が特定された財産について適用されるため、未分割の財産について適用することはできません。

しかし、当初の申告時に、分割されていない事情や分割見込みの詳細等を記載した「申告期限後3年以内の分割見込書」を申告書に添付し、かつ、3年以内に分割が確定した場合には、分割確定後にこれらの規定を適用することができるかとされています。この場合、これらの規定を適用して税額計算を行った結果、当初申告していた相続税額が過大となった場合には、分割が確定した日から4ヶ月以内に更正の請求を行うことにより、過納分の相続税額の還付を受けることができます。

